

埼玉県内の飲食店の労働災害発生状況

(平成30年11月末集計)

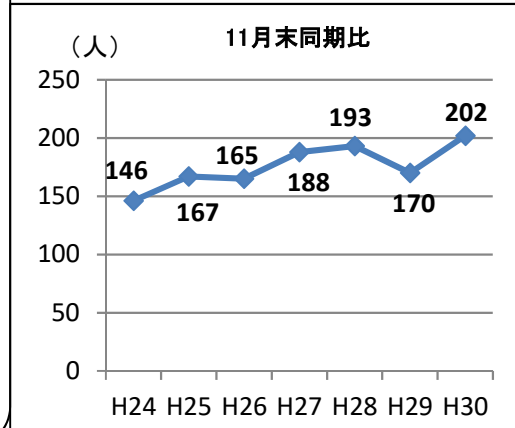
「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施中

1 埼玉県内の飲食店における休業4日以上之死傷者数は、202人。

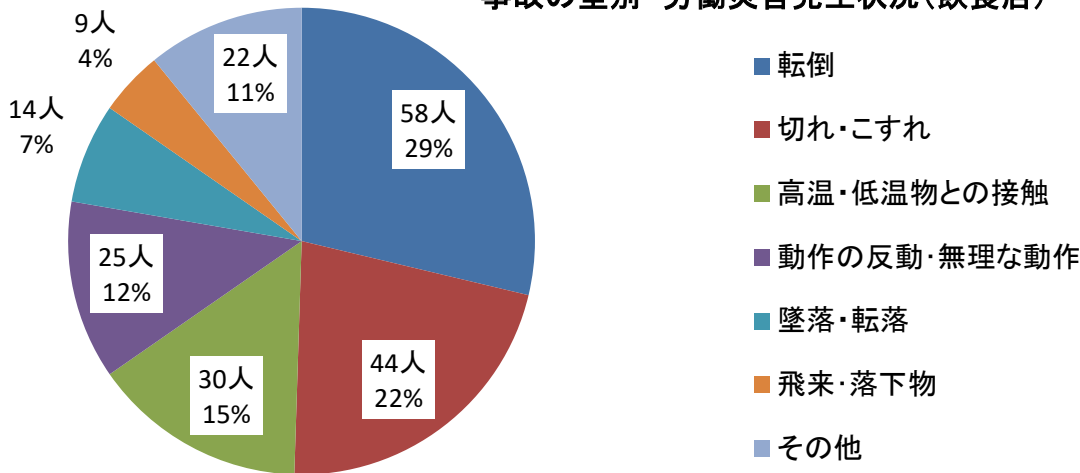
【対前年同期比 +32人、18.8%増加】

2 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動で転倒災害を防ぎましょう!「STOP! 転倒災害プロジェクト」

通路等での「転倒」と包丁等での「切れ・こすれ」の災害で、全体の半数を超えています。転倒した際に切り傷ややけどを負う災害も発生しています。



事故の型別 労働災害発生状況(飲食店)



事故の型(種類)別では、①通路等での転倒、②包丁等による切れ・こすれ、③作業中のやけど、④動作の反動・無理な動作の順。

災害防止の基本となる4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動を進めるとともに、作業ごとに安全点検を行い、設備改善、適正な道具の使用、作業方法の見直しを行い、危険をなくしましょう。

受動喫煙の防止にも留意してください。

【災害事例】



【転倒】

- ①床がぬれていたため滑って転倒した際に、ラックに足を強打して骨折した。
- ②両手で荷物を運んでいた際に、段差につまずいた。

【切れ・こすれ】

- ①食品加工機械に食材が詰まって止まってしまったため、手を入れて取り除いたところ、急に機械が動き出して指を負傷した。
- ②包丁で食材を切っているとき、食材を押さえていた左手を切ってしまった。

【高温・低温物との接触】

フライヤーの油のろ過作業中、誤って油が腕にかかってしまいやけどした。

1 4S活動を進めましょう

「転倒・転落災害及び荷による災害の防止等」に効果のある活動として、4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動があります。

| | |
|---|--|
| 【整理】 必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分する | |
| 進め方 | <ul style="list-style-type: none"> ① 不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決める。 ② 区域ごとに、所属従業員全員が掃除し、定期的に不要な物を廃棄する ③ 店長等が定期的に巡回し整理の状況をチェックする。 ④ チェック結果に基づき改善し、また、必要に応じ廃棄基準を見直す。 |
| 【整頓】 必要な時に必要な物をすぐ取り出せるよう、わかりやすく安全な状態で置く | |
| 進め方 | <ul style="list-style-type: none"> ① 現状を把握する(品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離)。 ② 置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する(種類・量とも絞り込み、移動距離を短くすること)。 ③ 置き場所ごとの管理担当者を決める。 ④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。以上のルールに従って整頓する。 ⑤ 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。 |
| 【清掃】 身の回りをきれいにし、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除く | |
| 【清潔】 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持する | |

2 災害防止のポイント 職場を点検しましょう！

| | |
|-------------|---|
| 転倒災害防止 | <ul style="list-style-type: none"> ① 床面、通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とする。 ② 床の水たまりや氷、滑りやすい物は放置せず、必ず除去する。 ③ 履物は、滑りにくく、安定したものを着用する。 ④ 階段には、滑り止めや手すりを設ける。 ⑤ 通路、階段、出入口に物を放置しない。 ⑥ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。 |
| 機械災害防止 | <ul style="list-style-type: none"> ① 機械に巻き込まれないように適切な作業帽、作業服を着用する。 ② 機械の電源を入れたまま、掃除、調整作業を行わない。 ③ 機械の作動中に材料等の出し入れをしない。 ④ 回転部分にカバーを設ける。 ⑤ 機械の操作手順や注意事項を見やすい箇所に表示する。 |
| 運搬作業による災害防止 | <ul style="list-style-type: none"> ① 台車は決められた場所に置く。 ② 積む荷の形や大きさに応じた台車を使う⇒台車は押して使う。 ③ 荷崩れしないよう積む。前が見えない高さまで積まない。最後に降ろす物から先に積む。 ④ 他の作業者に衝突しないようにする。作業場内では台車の通行範囲が作業区域と交わらないように白線で区画する。 ⑤ 曲がり角ではいったん停止し、左右の安全を確認する。 |
| 墜落災害防止 | <ul style="list-style-type: none"> ① 踏台・はしご・脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で用いる。 ② 倉庫などの高所の床の端には、手すりや柵を設ける。 |

3 安全推進者を選任しましょう！

平成26年3月28日に、「安全推進者選任のガイドライン」が策定されました。安全管理体制を充実し、災害防止活動の実効性を高めて労働災害を減少させることを目的とするものです。